

和歌山工業高等専門学校同窓会会則

《名称》

第1条 本会は、和歌山工業高等専門学校同窓会と称す。

《目的》

第2条 本会は、第3条に示す各科同窓会相互の親睦、交流を図るとともに母校の発展と会員の技術向上に資することを目的とする。

《組織》

第3条 本会は以下の同窓会を以て組織する。

1. 知能機械工学科(機械工学科)
2. 電気情報工学科(電気工学科)
3. 生物応用化学科(物質工学科、工業化学科)
4. 環境都市工学科(土木工学科(翠松会))

《役員》

第4条 本会には以下の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 幹事 8名
4. 会計 1名(幹事兼任)
5. 監査役 1名(幹事兼任)

第5条 役員任期は1年とする。

第6条 会長は会を代表し会務を総括する。

第7条 役員会は毎年1回会長がこれを召集する。

第8条 会長は必要に応じて臨時役員会を召集することができる。

第9条 本会の活動は役員会の総意をもって行う。

《経費》

第10条 本会の経費は各同窓会からの拠出金その他を充てる。

第11条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

《附則》

第12条 本会則は平成5年4月1日より施行する。

《申し合わせ事項》

1. 会長は、
知能機械工学科（機械工学科）、
電気情報工学科（電気工学科）、
生物応用化学科（物質工学科、工業化学科）、
環境都市工学科（土木工学科（翠松会））の輪番とする。
2. 副会長は、会長以外の3科から各1名を充てる。
3. 会計は会長の科の幹事が兼任し、監査は次期会長の科の幹事が兼任する。
4. 少なくとも役員については、名簿の交換をする。
5. 各科の同窓会の会員は、会員となる資格を有する。
6. 役員会の開催等の連絡は、会長→各副会長→各科幹事とする。
7. 会長が在籍する科が事務局となる（会議の書記を担当する）。
8. 拠出金については当面、会議費など必要経費を折半する方法をとる。
9. 以前の同窓会は、本会に吸収引き継がれたものとし、所要の手続きをする。